

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 2 5 3 号
令和7年11月28日

第9区区長 古賀 茂 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和7年7月3日付けで要望のあった「通学路におけるラバーポール道路の延伸について。（文教通り1丁目・基山中学校前付近）」につきまして、付近に民家の出入口が多数あることや、歩車分離式の信号がありラバーポールを設置すると通行の妨げとなる可能性が高いと思われることから、当該箇所への設置は難しいと考えます。

なお、提案箇所より東側（ひまわり教室南側付近）の場所では、信号機が無いことから狭窄の設置が可能と考えます。

2 取扱いの理由

ラバーポール設置により民家からの出入りの妨げになることや、信号待ちの自動車が多数発生する時間帯があり、離合場所の減による事故を誘発する可能性があるため。